（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条　次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［略］		
第五世代移動通信アクセスサービス	基地局を設置して第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二の二
ローカル５Ｇサービス	基地局を設置してローカル５Ｇサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二の三
全国ＢＷＡアクセスサービス	基地局を設置して全国ＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三
地域ＢＷＡアクセスサービス	基地局を設置して地域ＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三の二
自営等ＢＷＡアクセスサービス	基地局を設置して自営等ＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三の三
［略］		
仮想移動電気通信サービス	［略］	［略］
	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話、ＰＨＳ、ローカル５Ｇサービス又はＢＷＡアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて自ら提供する仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他の電気通信事業者に提供するもの（年度末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万未満であるものに限る。）	様式第十五の三の二
［略］		

（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条　［同上］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［同上］		
第五世代移動通信アクセスサービス	基地局を設置して第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二の二
ＢＷＡアクセスサービス	基地局を設置してＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三
［同上］		
仮想移動電気通信サービス	［同上］	［同上］
	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話、ＰＨＳ又はＢＷＡアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて自ら提供する仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他の電気通信事業者に提供するもの（年度末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万未満であるものに限る。）	［同上］
［同上］		